

2014 北海道最低賃金に関する取り組み方針・その3（案）

第4回連合北海道最賃対策委員会

2014年9月3日（水）13時30分

I 北海道最低賃金審議会における主な論点と経過

1. 北海道地方最低賃金審議会（本審）は、6月4日を皮切りに計4回開催し、また、専門部会は、7/25、8/1、8/4、8/7、8/11、8/12と計6回の審議を重ねて来た。

労働者側は、低賃金ながら必死で働き自立しようとしている人々の生活に深刻な影響を及ぼしている足元の物価上昇を考慮するとともに、全道から寄せられた555団体に及ぶ声を反映して審議することを主張した。また、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求め、雇用戦略対話合意の800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けることを強調した。

2. 使用者側は、個別企業の支払い能力の限界を強調し、「中賃目安の14円」を大幅に下回る額の提示に固執した。

労働側委員は、「道内の非正規労働者数が、約96万人、比率も約43%と高く、3分の1が家計維持者であることを重視すること。年収200万円以下の労働者も40万人、割合も4分の1を超えていること」などを訴え、「生活できる水準」「仕事に見合った賃金としての適正水準」など、最低賃金のあるべき水準の議論を尽くし、昨年以上の大幅引き上げに最大限努めるよう主張した。

3. しかし、審議会議論は上記内容についての激しいやり取りとなり、発効日も昨年同様に遅れる状況となった。労使譲らず激しい審議が続く中、公益委員から「中賃目安などを考慮する必要もあり、14円の引き上げ」が提案された。

労働側は、引き上げに伴い、パート労働者に与える影響率（26.9%）が極めて大きいことや、使用者側が初めて14円の引き上げに合意したことなどから厳しい判断を迫られたが、最終的に4年ぶりの全会一致により結審された。

4. 今回の改定額は、足元の物価上昇を考慮した生活できる水準という要求からして、決して満足のできる改定額とは言えないが、2008年の最低賃金法改正による生活保護とのかい離は7年の歳月を費やしたものの、やっと解消することができた。そして労働側が主張してきた800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記が初めて答申書に記されたことは、極めて大きな意味あいを持つ結果であり、本来あるべき賃金水準のあり方を議論するスタートと受け止めたい。また、今後の特定（産別）最賃の取り組みを含め、万全を期して臨むこととする。

5. 8月12日に出された「北海道最低賃金の改正決定について（答申）」において、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注後においても特段の配慮を要望する」となっていることから、履行確保に向けて、連合北海道、地協・地区連合が一体となり、昨年に引き続き、自治体等に対する要請行動を展開する。

II 特定（産業別）最賃の改正に向けて

1. これまでの経過

産別最賃の諮問に向けて運営小委員会を第1回7/2（水）、第2回8/1（金）に開催し、別添のとおり、意向表明と北海道労働局長から諮問がなされた。

2. 改定審議に臨む基本的考え方

2008 年の円卓会議、改正最低賃金法、2010 年 6 月の雇用戦略対話合意による最低 800 円、1,000 円到達を目標とするなど地域最賃の取り組みが進む中で、「生活保護基準」との乖離がやっと解消されることとなった。また、地賃より一定の高水準を維持してきた産業別最賃・企業内最賃だが、その差が縮小している。その水準の維持と、使用者側の特定（産業別）最賃不要論が更に強まることが課題となってきた。

あらためて「特定（産業別）最低賃金」の意義と役割について、労使間で共通認識を持つことが求められている。

産業別最賃は産業の現況を反映するものであると同時に、他の産業やその地域の他の企業にも大きな影響を与えるものであり、従って、

- ①当該産業別は経営側と早急に対応し、専門部会における議論の土台作りを進める。
- ②専門部会においては、当該産業の賃金実態や経営環境を踏まえつつ、技術継承や若年労働者の定着などをふまえ、当該産業別最低賃金の適正な金額水準や今年度の水準改定について、十分な協議を行う。
- ③審議、決定は全国の同業種の審議状況を踏まえ、進めていく。

3. 金額改正における具体的対応について

改正に向けては以下の 3 点を共通認識とする。

- ①「絶対水準」にこだわる主張をし、各産業における基幹的労働者にふさわしく、より実効性の高い最低賃金の水準をめざし改正審議に臨む。
- ②企業内最低賃金を設けている産業別は、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざし引き上げを図る。また、現行水準の低い最低賃金については、一層の格差改善に努める。
- ③審議にあたっては、企業内最低賃金のほかに各産業における賃金実態やパート労働者の賃金、高卒初任給（北海道の時間額 916 円：出所「2013 賃金構造基本統計調査」）などの絶対水準を重視する。

具体的な金額については、次の対応を図る。

○産業別最賃の必要性を訴えていくためにも、これまで同様、地域最賃を 20%程度上回る水準を中期の目標として進める。

○当面は地域最賃額を 100 として、115%未満の電機、乳糖、造船については、115%を目標とする。鉄鋼については 120%を目標として進めることとする。

業種	現行	地賃額	地賃比率	目標額	引上額	引上率
鉄 鋼	8 4 2	7 4 8	1 2 0 %	8 9 8	5 6	6 . 6 5 %
電 機	7 8 4	7 4 8	1 1 5 %	8 6 0	7 6	8 . 8 4 %
乳 糖	7 9 1	7 4 8	1 1 5 %	8 6 0	6 9	8 . 0 2 %
船 舶	7 8 7	7 4 8	1 1 5 %	8 6 0	7 3	8 . 4 9 %

4. 専門部会委員の推薦と審議日程について

①委員の選任

専門部会については、これまで同様に各専門部会に本審委員1名と当該産業別委員2名とするが、下記委員を推薦することとする。

業種	本審委員	産業別 委 員	
鉄 鋼	永田 重人	平田 豊	高野 聖久
船 舶	大磯扶三彦	高梨 稔	藤原 洋一
電 機	渡辺 直志	仙石 章	飯田 学
乳 糖	布施 政彦	樫 貴寛	大島 千周

②具体的な審議は9月12日（金）の4業種合同専門部会（15時00分）からとなるが、例年通り、4業種ともに12月1日統一発効を目指して審議を進めることとする。

（12月1日発効のためには、10月2日（木）までに改正答申が必要）

Ⅲ 今後の取り組みについて

1. 北海道地域最低賃金引き上げ等周知の取り組み【別紙参照】

- 全道一斉街頭宣伝行動キャンペーン
- 「相談ダイヤル」の取り組み
- ラジオスポットCM
- 地域最賃引き上げ履行確保に向けた要請行動

2. 「STOP THE 格差社会!暮らしの底上げ実現」キャンペーン第3弾の取り組み【別紙参照】